

令和6年5月20日

廿日市市長 松本 太郎 様

廿日市市協働によるまちづくり審議会
会 長 山 川 肖 美

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関すること
について（答申）

令和4年7月20日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会において調査及び審議を行った結果、次のとおり答申します。

廿日市市協働によるまちづくり基本条例（以下「条例」）を施行して10年以上が経過した今、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、今後めまぐるしいスピードでの変化が予想されます。

そのため、協働によるまちづくりにおいても、行政や市民、まちづくり活動団体、事業者等が共に意見を交わし、連携・協力していくことで、現今の社会情勢に適した取組と成果につなげていかなければいけません。

審議会から市に期待する役割として、だれもが積極的にまちづくりに取り組むことができるよう、交流の場・機会を提供することはもちろん、まちづくりの課題や市民の要望等に適切な対応ができる職員の育成等に、これまで以上に力を注ぐことを望みます。

市長からの諮問である条例の改廃については、条例に規定している協働によりめざす方向性や、基本原則等が、一定の普遍性を持つものであること、また、活動支援策を推進するための仕組みについても、十分に機能するよう引き続き取り組んでいくことが必要であることから、この度の見直しは必要ないと考えます。

なお、条例の理念の実現にあたり、次の点についてご留意いただくとともに、逐条解説への反映についても検討していただくことを付記します。

- 1 多様な主体のそれぞれが置かれた立場や環境、価値観等への理解や配慮がなされることにより、一人ひとりの幸せ及び地域社会の幸せにつながる協働の促進に努めること。
- 2 より幅広い主体が興味・関心を持ち、能力を生かせる場を提供するなど、まちづくりへの参画・関与の仕方について間口を広げ、まちづくりに関わる人材を発掘し、継続的な関わりを通じた後継者の育成に努めること。
- 3 それぞれの区域の特性を生かしたまちづくりを促進するため、エリアを超えて、まちづくりの成功事例等を共有する機会を提供するなど、積極的な支援に努めること。
- 4 条例制定時に想定されていなかった、新型コロナウイルス感染症等のパンデミックや各種災害時においても、滞りなくまちづくりを推進できるよう、平時のコミュニケーション（アナログ、デジタル問わず）及び協力体制等についての調査研究に努めること。